



埼玉県報

第 2 4 7 5 号
平成 2 5 年 3 月 1 5 日
金 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令\(管財課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定\(みどり再生課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の区域の縮小\(みどり再生課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第412号\(埼玉県立嵐山郷条例別表第2の知事が別に定める額の制定について\)の一部を改正する告示\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [中島用悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [公募による抽選の方法による保留地処分公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示\(田園都市づくり課\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道藤倉吉田線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道行田蓮田線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道行田蓮田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [平成24年埼玉県教委告示第9号の一部を改正する告示\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定\(義務教育指導課\)](#)
- [自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正\(運転免許課\)](#)
- [コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

訓令

埼玉県

埼玉県議会

訓令第一号

埼玉県教育委員会

埼玉県公安委員会

本庁

地域機関

埼玉県議会議務局

埼玉県教育局

埼玉県警察本部

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県議会議長 小島信昭

埼玉県教育委員会委員長 齊之平伸一

埼玉県公安委員会委員長 青葉昌幸

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼玉県

埼玉県議会議長

訓令第一号の

埼玉県教育委員会

埼玉県公安委員会

一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事が」の下に「別に」を加え、「次号」を「以下この条」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 議会の所管に属する自家用電気工作物

第三条第一項中「平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備を有する」を「別に定める」に改め、「困難である」の下に「と保安管理者が認める」を加え、同条第八項第一号中「電気工作物」を「自家用電気工作物」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 施設管理者は、前二項の規定により職員を指定したときは、指定届出書を保安管理者に届け出なければならない。

第三条に次の一項を加える。

10 工事管理者は、前項の規定により職員を指定したときは、指定届出書を保安管理者に届け出なければならない。

第七条第一号中「及び保安連絡者」を、「保安連絡者又は工事担当者」に改め、同条第三号中「工事担当者との」を削る。

第十条中「執らなければ」を「とらなければ」に改める。

第十五条第一項中「当該施設管理者」の下に「又は工事管理者（以下「施設管理者等」という。）」を、「こと」の下に「改善通告書により」を加え、同条第二項中「当該施設管理者又は工事管理者（以下「施設管理者等」という。）」を「当該施設管理者等に改善通告書により」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 施設管理者等は、前二項の規定による通告を受けたときは、工事計画書により保安管理者と協議を行い、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その結果を速やかに工事完了報告書により保安管理者に報告しなければならない。ただし、統括主任技術者等が軽易な措置で足りると認める場合は、工事計画書により協議を行うことを要しない。

第十五条に次の三項を加える。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、統括主任技術者等は、第一項又は第二項の措置を緊急にとる必要があると認めるとき、又は軽易な措置で足りると認めるときは、口頭により当該施設管理者等に当該措置をとるべきことを通告することができる。

5 統括主任技術者等は、前項の規定により口頭による通告（軽易な措置で足りると認めて行つた通告を除く。）を行つた場合は、遅滞なく、改善通告書により当該通告の内容を施設管理者等に通知するものとする。

6 施設管理者等は、第四項の規定による通告（軽易な措置で足りると認めて行つた通告を除く。）を受けたときは、保安管理者と協議を行い、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その結果を速やかに工事完了報告書により保安管理者に報告しなければならない。

第十八条第五項中「第三項」を「保安管理者は、第三項」に、「記録は、」を「記録を」に改める。

第二十一条第一項中「発電所」を「施設管理者等は、発電所」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条同項第一号中「発電機設備」を「発電機」に改め、同条第二項中「発電設備の」を「施設管理者等は、発電設備の」に、「場合は」を「場合には」に、「執る」を「とる」に改める。

第二十二条中「発電所」を「施設管理者等は、発電所」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

4 保安管理者は、非常災害が発生した場合その他必要があると認める場合は、統括主任技術者等又は保安検査員を派遣するものとする。

第二十四条の見出しを「(関係書類の保存等)」に改め、同条第二項中「、様式」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「係る」の下に「保安カードその他の」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施設管理者は、自家用電気工作物に関する書類を整理し、保存しておかなければならない。

第二十五条第二項中「第四十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十六条中「施設管理者」を「施設管理者等」に改める。

別表第一中
「」を「」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第2(第13条関係)

巡視、点検及び検査の基準

対 象	項 目	日 常 巡 視 点 検		定 期 巡 視 点 検		精 密 点 検			検 査				
		番号	周期	点 検 箇 所	番号	周期	点 検 箇 所	番号	周期	点 検 箇 所	番号	周期	点 検 箇 所
受 電 設 備	保護継電器付 高圧負荷開閉器	1	1月 又は 2月	制御箱損傷、操作ひも 切れ、腐食、 電源表示、異常表示、 開閉指示及びガス圧低 下等の表示 他物との離隔距離	1	1年	制御箱損傷、操作ひも 切れ、腐食、制御箱内 の配線の緩み 保護継電器の整定値及 び動作表示の確認、動 作試験 保護継電器との連動に よる開閉表示の確認 接地線損傷、緩み、外 れ、断線				1	1年	絶縁抵抗測定 保護継電器の動作試験 接地抵抗測定
		2			2	5年		4	制御装置のコンデンサ 容量測定				
		3			3	不定期		5	耐圧試験				
		4			4								
	断 路 器	1	受と刃の接触、過熱、 変色及び緩み 汚損、異物付着	1	1年	受と刃の接触、過熱、 緩み及び荒れ具合 振れ止め装置の機能				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2		2	不定期		耐圧試験						
	遮 断 器 (OCB)	1	外観点検、汚損、油漏 れ、亀裂、過熱、発錆 及び損傷 指示及び点灯	1	1年	各部の損傷、腐食、過 熱、油量、発錆、変形 及び緩み 操作具合及び機構 附属装置の状況 油の汚れ 接地線接続部	1	5年	操作機構の各部点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器連動試験	
				2	3		5年	絶縁油耐圧試験					
				3	4		不定期	耐圧試験					
				4	5		遮断速度測定						
				5	6		耐圧試験						
				6	6		遮断速度測定						
	遮 断 器 (VCB)	1	外観点検、汚損、亀 裂、過熱、発錆及び損 傷 指示及び点灯	1	1年	各部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形及び緩 み 操作具合及び機構 附属装置の状況 接地線接続部	1	5年	操作機構の各部点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器連動試験	
				2	2		5年	真空度測定					
				3	3		不定期	耐圧試験					
				4	4		遮断速度測定						
	5	5	耐圧試験										
	6	6	遮断速度測定										
	遮 断 器 (GCB)	1	外観点検、汚損、亀 裂、過熱、発錆及び損 傷 指示及び点灯 ガス圧の点検	1	1年	各部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形及び緩 み 操作具合及び機構 附属装置の状況 接地線接続部 ガス圧の点検	1	5年	操作機構の各部点検	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器連動試験	
				2	2		5年	耐圧試験					
				3	3		不定期	遮断速度測定					
				4	4		耐圧試験						
				5	5		遮断速度測定						
	ガス絶縁開閉装置 (GIS)	1	外観点検、汚損、亀 裂、過熱、発錆及び損 傷 開閉状態の表示 圧力計の指示	1	1年	各部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形及び緩 み 配線の緩み、接地端子 の緩み ドアーパッキンの効 果、損傷 電磁弁構造部の注油、 調整	1	不定期	内部の刃の接触、過熱、 緩み及び荒れ具合	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器連動試験	
2				2	不定期		耐圧試験						
3				3	遮断速度測定								
4				4	耐圧試験								
5	5	遮断速度測定											

受 電 設 備	母線		1月 又は 2月	1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との離隔距離、腐 食、損傷及び過熱 クランプ又は接続部の 腐食、損傷、過熱及び 緩み 端子類、支持物の腐食、 損傷、変形及び緩み				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2						2	不定期	耐圧試験	
				3									
	受電用変圧器	1		1	1年	本体の外部点検、油漏 れ、汚損、振動、音響 及び温度	1	5年	内部の点検(コイル、 接続部、リード線、鉄 心及びその他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
				2						2	5年	絶縁油耐圧試験	
				2						3	不定期	耐圧試験	
				2						4	不定期	耐圧試験	
	計器用変成器	1		1	1年	外部の損傷、腐食、発 錆、変形、汚損、温度、 音響及びヒューズの異 常				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
				2						2			
				2						3	不定期	耐圧試験	
	避雷器	1		1	1年	外部の損傷、亀裂、緩 み及び汚損				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
				2						2			
	受電盤	1 2		1	1年	計器及び表示灯の異常 操作、切換開閉器等の 異常	1	1年	裏面配線のじんあい、 汚損、損傷、過熱、緩 み及び断線 接地線接続部	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作試験 シーケンス試験	
				2						2			
			2						3				
			2						4				
			2						5	5年	計器の校正		
監視盤	1 2		1	1年	計器及び表示灯の異常 操作、切換開閉器等の 異常	1	1年	裏面配線のじんあい、 汚損、損傷、過熱、緩 み及び断線 接地線接続部	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作試験 シーケンス試験		
			2						2				
			2						3				
			2						4				
			2						5	5年	計器の校正		
電力用コンデンサ	1		1	1年	本体外部点検、油漏れ、 汚損、音響及び振動				1	1年	絶縁抵抗測定 静電容量測定		
			2						2				
			2						3	不定期	耐圧試験		
蓄電池	1 2 3		1	1年	漏液及び損傷 液量確認 総電圧計の指示	1	不定期	充電装置の内部	1	1年	比重測定 液温測定 各電池の電圧測定		
			2						2				
			3						3				
電線及び支持物	1		1	1年	電線の高さ及び他の工 作物、樹木との離隔距 離 標識及び保護柵の状況				1	1年	絶縁抵抗測定		
			2						2	不定期	耐圧試験		
ケーブル	1		1	1年	過熱(ヘッド、接続箱、 分岐箱等の接続部)、 損傷、腐食等 布設部の無断掘削 標識及び他物との離隔 距離				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
			2						2				
			3						3	不定期	耐圧試験		

配電設備 (屋外電線路を含む。)	断 路 器 遮 断 器 類	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	
	配 電 盤	1		受電設備(受電盤)と同じ。	1		受電設備(受電盤)と同じ。	1		受電設備(受電盤)と同じ。	1		受電設備(受電盤)と同じ。	
	配 電 用 変 圧 器	1		受電設備(受電用変圧器)と同じ。	1		受電設備(受電用変圧器)と同じ。	1		受電設備(受電用変圧器)と同じ。	1		受電設備(受電用変圧器)と同じ。	
	電 線 及 び 支 持 物	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。				1		受電設備と同じ。	
	ケ ー ブ ル	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。				1		受電設備と同じ。	
負 荷 設 備	回 転 機 器	1 2	1月 又は 2月	音響、回転、過熱、異臭及び給油状況 整流子、刷子及び集電環	1 2 3	1年	音響、振動及び温度各部の汚損、緩み及び損傷並びに伝達装置の異常 制御装置点検、接地線接続部	1	不定期	内部点検、回転子軸受け、通風及び附属装置	1 2 3	1年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 耐圧試験	
	そ の 他 の 機 器	1 2		温度、変形及び損傷 接続部の変色及び過熱	1	1年	各部の変形、損傷及び緩み並びに可燃物との 離隔距離				1 2 3	1年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 耐圧試験	
	照 明 設 備	1		異音、汚損及び不点灯	1	1年	照明効果、音響、損傷、 温度及びコンパウンドの油漏れ				1	1年	絶縁抵抗測定	
	配 線	1 2		開閉器の点検 湿気、じんあい等	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定	
自 家 発 電 設 備	非 常 用 発 電 設 備	原 動 機 関 係 内 燃 機 関 (ディーゼル、ガス) ガスタービン	1 2 3	1月	燃料系統からの漏れ等 機関の始動及び停止 始動用空気タンクの圧力	1	500h	機関主要部分の分解	1	3000h	内燃機関の分解			
			1 2	1月	音響、回転、過熱、異臭、変形及び給油の状況 整流子、刷子、集電環 及び接続部の変色及び過熱	1 2 3	1年	音響、振動及び温度各部の汚損、緩み及び損傷並びに伝達装置の異常 制御装置点検、接地線接続部、可燃物との離隔距離	1	1年	内部点検、回転子軸受け、通風及び附属装置	1 2 3 4	1年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作試験 耐圧試験
	蓄 電 池	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	
	常 用 発 電 設 備	原 動 機 関 係 内 燃 機 関 (ディーゼル、ガス)	1 2 3	1月	燃料系統からの漏れ等 機関の始動及び停止 始動用空気タンクの圧力	1	500h 又は 3年	機関主要部分の分解	1	1000h 又は 6年	内燃機関の分解			
1 2 3 4			運転時 1日 休止時 1月	燃料、潤滑油等の漏れ 燃料タンクの油面 潤滑油タンクの潤滑油量 架台、支持金具類の異常及びボルトナット類	1	2000h 又は 3年	燃焼器点検(燃焼器部の状態)	1	8000h 又は 6年	高温部分分解点検(高温部の状態)				

自 家 発 電 設 備	常 用 自 家 発 電 設 備	発電機関係	1 2	運転時 1日 休止時 1月	音響、回転、過熱、異 臭、変形及び給油の状 況 軸受、固定子及び接続 部の変色及び過熱	1 2 3 4	1年	音響、振動及び温度 各部の汚損、緩み及び 損傷並びに伝達装置の 異常 制御装置点検、接地線 接続部、可燃物との離 隔距離 グリースの劣化及び漏 れ	1 2 3	1年 4年	内部点検、コイル軸受 け、通風及び附属装置 内部分解点検 軸受の点検、交換	1 2 3 4	1年 不定期	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作試験 耐圧試験	
		蓄電池	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	
		移動用 原動機関係	1 2 3	1月	燃料系統からの油漏れ 及び貯溜 機関の始動及び停止 始動用空気タンクの圧 力	1	500h 又は 3年	機関主要部分の分解	1	1000h 又は 6年	内燃機関の分解				
		発電機関係	1	運転時 1日 休止時 1月	非常用発電設備と同 じ。	1		非常用発電設備と同 じ。	1		非常用発電設備と同 じ。	1		非常用発電設備と同 じ。	
	蓄電池 車両	1	始業時 1日 休止時 1月	受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。	1		受電設備と同じ。		
	(発電車) (燃料車) (作業車)	1 2 3 4 5		ブレーキの踏みしろ、 引きしろ及び利き タイヤの空気圧、摩耗 及び損傷 エンジンのオイル及び 冷却水の量並びに ファンベルトの緩み及 び損傷 燃料の量、エンジンの かかり具合及び異音 ライト及びウインカー の点滅、汚れ及び損傷								1	不定期	排ガス測定	
	太陽電池アレイ (架台を含む。)	1 2 3	1月	受光面の汚れ及び損傷 架台の腐食及びさび 配線の損傷及び断線	1 2 3 4	1年	受光面の汚れ及び損傷 架台の腐食及びさび並 びに固定部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み					1 2	1年	絶縁抵抗測定 開放電圧測定	
	中継端子箱 アレイ出力 開閉器	1 2	1月	外箱損傷、腐食及びさ び 配線の損傷及び断線	1 2 3 4	1年	外箱損傷、腐食及びさ び 配線接続部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み					1	1年	絶縁抵抗測定	
	インバータ	1 2 3	1月	外箱損傷、腐食及びさ び 配線の損傷及び断線 動作時の異音及び異臭	1 2 3 4 5 6 7	1年	外箱損傷、腐食及びさ び 配線接続部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み 動作時の異音及び異臭 フィルタの目づまり 表示部の動作確認					1 2	1年	絶縁抵抗測定 保護機能試験	

自 常 家 用 発 電 電 設 備	太陽光 発電設備	系統連系 保護装置	1 2	1月	外箱損傷、腐食及びさび 配線の損傷及び断線	1 2 3 4	1年	外箱損傷、腐食及びさび 配線接続部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み				1 2 3	1年	絶縁抵抗測定 保護継電器試験 投入ロック試験	
		接地設備											1	1年	接地抵抗測定
	風力 発電 設備	風車	1 2	1月	ブレードの損傷、脱落 運転時の異音	1 2 3	1年	ブレードの破損、損傷、 汚損、脱落等 取付ボルトの緩み ブレード及び回転部の 異音	1 2	2年 4年	尾翼ダンパー点検、交 換 ブレード点検、交換				
			タワー	1	1月	損傷、腐食及びさび	1 2 3 4 5 6 7	1年	破損、損傷、汚損、腐 食等 ステップボルトの腐 食、脱落等 点検口等蓋のパッキン 損傷、亀裂の有無 ウインチの腐食、損傷、 脱落等 ウインチ異音 ウインチ取付ボルトの 緩み ウインチワイヤロー プの腐食、損傷等						
		風速計	1 2	1月	損傷、腐食及びさび 異音の有無	1 2 3 4 5 6	1年	破損、損傷、汚損、腐 食等の確認 配線接続部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み 取付ボルトの緩み 異音の有無							
		発電機	1	1月	異音の有無	1 2 3 4 5 6	1年	破損、損傷、汚損、腐 食等 配線接続部の緩み 配線の損傷及び断線 接地線の緩み 取付ボルトの緩み 異音、振動等	1 2	4年 8年	ブラシ点検、交換 オーバーホール	1	1年	絶縁抵抗測定	
			インバータ	1	太陽光発電設備と同じ。		1	太陽光発電設備と同じ。					1	太陽光発電設備と同じ。	
		系統連系 保護装置	1	太陽光発電設備と同じ。		1	太陽光発電設備と同じ。						1	太陽光発電設備と同じ。	
		接地設備											1	太陽光発電設備と同じ。	

備考 1 受電設備、配電設備及び負荷設備の日常巡視点検の周期は、次の区分による。

- (1) 特別高圧受電設備、設備容量が500kVA以上の施設、保安代務者が選任されている施設、自家発電設備及び保安管理者が別に指定する施設 1月
- (2) (1)以外のもの 2月
- 2 点検又は検査の周期が「不定期」とあるものの実施時期は、次のとおりとする。
 - (1) 点検又は検査の結果、異常が認められたとき
 - (2) 統括主任技術者等が必要と認めるとき

別表第3（第24条関係）

記録に関する書類の種別及び保存期間

種 別	保 存 期 間
保 安 カ ー ド	施設の廃止まで
定 期 巡 視 点 検 記 録	3 年
検 査 試 験 記 録	3 年
事 故 記 録	3 年
補 修 工 事 記 録	3 年
主 要 機 器 一 覧 表	施設の廃止まで
日 常 巡 視 点 検 記 録	3 年
内 燃 機 関 始 動 試 験 記 録	施設の廃止まで
蓄 電 池 点 検 記 録	3 年
電 力 需 給 日 誌	3 年
発 電 日 誌	3 年

第一号様式から第十二号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十五条の規定は、この訓令の施行の日以後に行う通告について適用する。

3 この訓令の施行前に作成された改正前の埼玉県自家用電気工作物保安規程に定める様式による記録に関する書類は、それぞれ改正後の第二十四条第二項の規定により作成された記録に関する書類に相当する書類とみなす。

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人はるか

（変更後）特定非営利活動法人あい

三 代表者の氏名

齋藤 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿三百六十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うとともに、福祉及び介護に関する啓発活動並びに教育研修事業を行い、人に優しい地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小川町	平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 九十枚 一冊	腰越六（大字腰越の一部）	平成二十五年 三月十一日

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百八十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさと緑の景観地として指定する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

ふるさと緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
吉見町和名沼ふるさと緑の景観地	吉見町大字北吉見字四十九耕地 三〇一九番 吉見町大字久米田字六ノ耕地 八九四番、八九五番一、八九五番二、一一八二番一、一一八二番二 吉見町大字久米田字八ノ耕地 一一八九番

告示

埼玉県告示第二百九十号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第七項の規定により、次のふるさとの緑の景観地の区域を縮小する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

ふるさとの緑の景観地の名称及び除外する区域

名称	区域
上尾市原市ふるさとの緑の景観地	上尾市大字原市字拾五番耕地 三一七九番一、三一七九番三

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

平成二十四年埼玉県告示第四百十二号（埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額の制定について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
青笹 季文	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	平成二十四年十二月二十八日
湯原 幹夫	心臓機能障害	心臓血管センター 内科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	平成二十五年一月一日
竹内 裕貴	視覚障害	眼科	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	平成二十五年二月二十八日
坂本 恵	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	社会医療法人財団石心会狭山病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
畑中 章生	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	頭頸部外科、耳鼻咽喉科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八―八	同
上村 孝臣	肢体不自由	脳神経外科	埼玉医療生活協同組合羽生クリニック	羽生市上岩瀬六六〇	同
菅野 百合	肢体不自由	形成外科	埼玉成恵会病院	東松山市石橋一七二―一	同

滝川 知司	肢体不自由	脳神経外科	医療法人光仁会春日部厚生病院	春日部市緑町六一―一―四八	同
新美 紀雄	肢体不自由	内科	埼玉セントラル病院	入間郡三芳町上富二一七七	同
望月 温子	肢体不自由	神経内科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
元倉 福雄	肢体不自由	内科	医療法人財団東京勤労者医療会みさと協立病院	三郷市田中新田二七三一―	同
久保 一郎	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
中川 幸紀	心臓機能障害	内科、循環器内科	医療法人中川医院	東松山市柏崎七〇三―四	同
八木 司	心臓機能障害	循環器科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
矢作 隆幸	心臓機能障害	循環器科、集中治療科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
桑原 三郎	じん臓機能障害	内科、透析科	上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	同

須田 伸	じん臓機能障害	腎臓内科	草加市立病院	草加市草加二―二二―一	同
瀬戸口 誠	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人社団東光会戸田中央 総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
藤村 敬	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人台坂クリニック	深谷市萱場三〇二―一	同
藤本 浩明	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人一心会伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九四一九	同
青柳 佳樹	呼吸器機能障害	呼吸器内科	社会医療法人財団石心会狭山 病院	狭山市鶴ノ木一―三三	同
木下 潤一	呼吸器機能障害	呼吸器外科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
駒形 浩史	呼吸器機能障害	内科	医療法人財団健和会みさと健 和病院	三郷市鷹野四―四九四―一	同
中野 哲宏	呼吸器機能障害	呼吸器外科	医療法人良仁会桜ヶ丘病院	深谷市上野台四七七	同
原澤 慶次	呼吸器機能障害	呼吸器科	埼玉協同病院	川口市木曾呂一三一七	同
赤井 崇	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	埼玉県厚生農業協同組合連合 会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同

神山 陽一	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	埼玉県立循環器・呼吸器病セ ンター	熊谷市板井一六九六	同
小林 裕	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七一四一六	同
小林 義輝	ぼうこう又は直腸 機能障害	内科	医療法人青木会青木中央クリ ニック	川口市柳崎三一七一二四	同
鈴木 隆大	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	医療法人財団聖蹟会埼玉県央 病院	桶川市坂田一七二六	同
久保 周	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人財団健和会みさと健 和病院	三郷市鷹野四一四九四一	同
志村 国彦	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	社会医療法人ジャパンメディ カルアライアンス東埼玉総合 病院	幸手市吉野五一七一一五	同
田代 浄	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	埼玉医科大学国際医療センタ ー	日高市山根一三九七一	同
平山 信男	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	埼玉県厚生農業協同組合連合 会熊谷総合病院	熊谷市中西四一五一	同
松下 典正	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器科	上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	同

赤井 崇	小腸機能障害	外科	埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
河北 英明	小腸機能障害	消化器外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
久保 周	小腸機能障害	外科	医療法人財団健和会みさと健和病院	三郷市鷹野四―四九四―一	同
平山 信男	小腸機能障害	外科	埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
松下 典正	小腸機能障害	消化器科	上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	同

告 示

埼玉県告示第二百九十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
清水 金郎	視覚障害	清水眼科医院	草加市谷塚一―九―一	平成十三年九月十七日
初野 克彦	肢体不自由	初野医院	入間郡毛呂山町長瀬七一八	平成二十年九月二十二日
平井 久順	肢体不自由	戸ヶ崎整形外科・歯科	三郷市戸ヶ崎二―二五六	平成二十三年十二月二十日
廣瀬 友信	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人三愛会三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	平成二十四年一月四日
佐藤 通夫	肢体不自由	医療法人社団顕心会伊奈中央病院	北足立郡伊奈町寿四―四三	平成二十四年二月三日
阿部 良行	呼吸器機能障害	医療法人永仁会入間ハート病院	入間市小谷田一二五八―一	平成二十四年三月十九日
込田 英夫	肝臓機能障害	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭二―一六七―一	平成二十四年三月三十一日
馬場 裕之	肝臓機能障害	秀和総合病院	春日部市谷原新田一二〇〇	平成二十四年四月一日
綾木 雅彦	視覚障害	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	平成二十四年六月三十日
野本 和幹	心臓機能障害	川口市立医療センター	川口市大字西新井宿一八〇	平成二十四年十一月三十日
小菅 誠	ぼうこう又は直腸機能障害	春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	平成二十四年十二月二十一日

大澤 勲	じん臓機能障害	医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	春日部市中央一―五三―一六	平成二十四年十二月二十五日
松岡 栄治郎	肢体不自由	医療法人光仁会春日部厚生病院	春日部市緑町六―一―四八	平成二十四年十二月三十一日
垣 伸明	心臓機能障害	社会医療法人財団石心会狭山病院	狭山市鶴ノ木一―三三	平成二十四年十二月三十一日
水間 正冬	呼吸器機能障害	医療法人梅原病院	春日部市小渕四五―一	平成二十四年十二月三十一日
山内 泰介	肢体不自由、肝臓機能障害	山内クリニック	川口市北原台一―〇―七	平成二十五年一月四日
鈴木 啓子	ぼうこう又は直腸機能障害	みずほ台クリニック	富士見市西みずほ台一―一―一	平成二十五年一月七日
大久保 嘉明	肢体不自由	大久保医院	北本市山中一―五二	平成二十五年一月九日
日野 太郎	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	平成二十五年一月十五日
吉丸 公子	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十五年一月十六日
久保 浩一	音声・言語機能障害、肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十五年一月十七日
吉田 基巳	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人三愛会三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―一七	平成二十五年一月二十二日

眞田 竹生 呼吸器機能障害 医療法人真生会眞田医院

比企郡小川町みどりが丘二―二―
二 平成二十五年二月一日

高橋 尚子 心臓機能障害、じん臓
機能障害

高橋クリニク

久喜市南一―九―三

平成二十五年二月十五日

塚本 雄介 じん臓機能障害

秀和綜合病院附属秀和透析クリニック

春日部市上大増新田一〇―一

平成二十五年二月二十五日

木村 康志 呼吸器機能障害

秀和綜合病院

春日部市谷原新田一二〇〇

平成二十五年二月二十五日

市田 崇 肝臓機能障害

秀和綜合病院

春日部市谷原新田一二〇〇

平成二十五年二月二十五日

佐野 智彦 肝臓機能障害

秀和綜合病院

春日部市谷原新田一二〇〇

平成二十五年二月二十五日

村川 美也子 肝臓機能障害

秀和綜合病院

春日部市谷原新田一二〇〇

平成二十五年二月二十五日

宮之原 啓 肢体不自由

宮之原整形外科医院

上尾市原市三二五―六

平成二十五年二月一日

古敷谷 収 肢体不自由

小手指医院

所沢市北野新町一―九―七

平成二十五年三月五日

入野 誠郎 音声・言語機能障害

日の出内科クリニック

坂戸市日の出町一五―一

平成二十五年三月七日

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十五年三月十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人千葉外科内科病院	埼玉県川口市原町四番四十一号	平成二十八年三月十日
医療法人厚和会河合病院	埼玉県川口市領家三丁目六番七号	同右
医療法人健寿会北條胃腸科外科	埼玉県川口市川口六丁目九番四十八号	同右
三浦病院	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地一	同右
医療法人実幸会栗原医院	埼玉県富士見市羽沢一丁目三十三番地二十八号	同右
医療法人社団全仁会越谷北病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目四番地六	同右
医療法人道心会埼玉東部循環器病院	埼玉県越谷市大沢三千百八十七番地一	同右
医療法人三愛会三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十七号	同右
高梨医院	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目八番十号	同右
医療法人社団関心会関本記念病院	川越市中台一丁目八番地六	同右
医療法人慈桜会瀬戸病院	埼玉県所沢市金山町八番六号	同右
医療法人社団清心会至聖病院	埼玉県狭山市下奥富千二百二十一番地	同右

医療法人社団輔正会岡村	埼玉県日高市栗坪二百三十番地	平成二十八
記念クリニック	一	年三月十日
医療法人一心会蓮田一心 会病院	埼玉県蓮田市本町三番十七号	同右
秋谷病院	埼玉県幸手市中四丁目十四番四 十一号	同右
あねとす病院	埼玉県深谷市人見千九百七十五 番地	同右
本庄総合病院	埼玉県本庄市大字北堀千七百八 十番地	同右
埼玉医療生活協同組合皆 野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二 千三十一番地一	同右

告示

埼玉県告示第二百九十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団明芳会イム又三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保二百六十六番一	平成二十五年二月二十八日

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ川口南前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十一月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千百二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二七六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五八立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社カスミ 午前九時から翌午前〇時

コーナン商事株式会社 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場、駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設、荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前三時から午前六時

ト 届出年月日

平成二十五年三月五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十五日から平成二十五年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十五日から平成二十五年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間川ショッピングセンター

埼玉県狭山市中央二 一 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日間午前九時）から翌午前〇時

（変更後）午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前九時（年間六十日間午前八時）から翌午前〇時

三十分 但し、一部は午後十時まで

第二駐車場 午前九時（年間六十日間午前八時）から午後九時

三十分

（変更後）第一駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分 但し、一部

は午後十時まで

第二駐車場 午前八時三十分から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年三月九日

ニ 届出年月日

平成二十五年三月六日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十五日から平成二十五年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十五日から平成二十五年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
中島用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	濱 田 常 一	埼玉県幸手市大字惣新田三千百四十二番地二

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（一・二級基準点測量（座標補正））

三 作業地域

本庄市（旧本庄市全域）

四 作業期間

平成二十五年三月十日から平成二十五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第百三十三号

平成二十五年埼玉県告示第四十七号で公示した基本測量（地理識別子整備業務）は、平成二十五年三月四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百一號

平成二十五年埼玉県告示第百三十三号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二一号

川越市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百三十三号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三十三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号五十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区四画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千三百五十七万二千円

ロ 保留地番号五十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区九画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百九十八・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千二百六十七万八千二百円

ハ 保留地番号四十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区一画地（八潮市大字大原五百六十四番三）

(2) 地積

二百六・五八平方メートル

(3) 予定価格

二千八百九十二万二千二百円

ニ 保留地番号七十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区二画地（八潮市大字大原
五百六十四番一外）

(2) 地積

百六十六・〇四平方メートル

(3) 予定価格

二千七百七十五万二千二百四十円

ホ 保留地番号七十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区三画地（八潮市大字大原
五百六十四番一外）

(2) 地積

二百十一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

三千六万四千四百円

ヘ 保留地番号七十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区七画地（八潮市大字大原
五百六十七番外）

(2) 地積

四百七十七・三二平方メートル

(3) 予定価格

五千九百六十六万五千円

ト 保留地番号七十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十五街区二画地（八潮市大字大原
五百九十九番外）

(2) 地積

千百六・三〇平方メートル

(3) 予定価格

一億三千二百七十五万六千円

チ 保留地番号五十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区一画地（八潮市大字大原
六百四番）

(2) 地積
二百四十四・六八平方メートル

(3) 予定価格

三千四百一万五百二十円

リ 保留地番号九十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区六画地（八潮市大字大原六百七番二外）

(2) 地積

二百八十七・七〇平方メートル

(3) 予定価格

四千二百五十七万九千六百円

又 保留地番号六十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

五百三十九・四六平方メートル

(3) 予定価格

七千十二万九千八百円

ル 保留地番号七十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区四画地（八潮市大字大原六百三十八番一外）

(2) 地積

三百三十三・五五平方メートル

(3) 予定価格

四千五百三十六万二千八百円

ヲ 保留地番号七十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区五画地（八潮市大字大原六百三十七番一外）

(2) 地積

四百九十二・六〇平方メートル

(3) 予定価格

六千四百三万八千円

ワ 保留地番号八十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十二街区六画地（八潮市大字大

原六百七番二外）

(2) 地積

六百二十九・〇八平方メートル

(3) 予定価格

八千七百七十八万四五百円

カ 保留地番号九十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十三街区六画地（八潮市大字大

原六百四十番一外）

(2) 地積

千五十七・二七平方メートル

(3) 予定価格

一億三百六十一万二千四百六十円

コ 保留地番号九十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十街区十一画地（八潮市大字大

五百二十八番二外）

(2) 地積

八百四十四・三〇平方メートル

(3) 予定価格

九千四百五十六万六千六百円

ク 保留地番号六十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区一画地（八潮市大字大

四百八十番五）

(2) 地積

百八十六・六五平方メートル

(3) 予定価格

三千二十三万七千三百円

レ 保留地番号六十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区三画地（八潮市大字圀
四百七十九番三外）

(2) 地積

百八十五・四二平方メートル

(3) 予定価格

二千七百九十九万八千四百二十円

ソ 保留地番号八十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十画地（八潮市大字圀
四百二十七番二外）

(2) 地積

百四十四・四七平方メートル

(3) 予定価格

二千百三十八万五千五百六十円

ツ 保留地番号五十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十八街区九画地（八潮市大字圀
百六十二番一外）

(2) 地積

百四十九・四三平方メートル

(3) 予定価格

二千三百四十六万五百十円

ネ 保留地番号百五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百二十二街区十一画地（八潮市大
字圀百六十番二外）

(2) 地積

二百五十一・一二平方メートル

(3) 予定価格

四千六十八万四千四百四十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者並びに未成年者
ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十五年四月二日（火）から同年五月八日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十五年五月十二日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百四号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号口に次のように加える。

- (33) 一般国道十七号のうち、主要県道川越栗橋線との交点から桶川市道六十五号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域

- (34) 坂戸市道第六千二百七十二号路線の全区間及び当該区間の路端から西側五十メートル以内の区域、坂戸市道第六千二百七十二号路線のうち坂戸市道第六千一号路線の交点から坂戸市道第六千九百十九号路線の交点までの区間の路端から東側五十メートル以内の区域、坂戸市道第六千七百六十一号路線のうち坂戸市道第六千九百十九号路線の交点から坂戸市道第六千一号路線の交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに坂戸市道第六千九百十九号路線の全区間及び当該区間の路端から南側五十メートル以内の区域

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

路線名	百二十二号
供用開始の区間	川口市坂下町一丁目七三七番六地先から 同市坂下町一丁目八七九番四地先まで
供用開始の期日	平成二十五年三月十五日
備考	平成二十四年七月十三日付埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号で区域変更した部分の一部の供用開始

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 藤倉吉田線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>まで 藤倉字東山一一〇番一 地先</p>	<p>秩父郡小鹿野町藤倉字東山一 一七二番一 地先から同郡同町</p>	<p>で 倉字東山一一七番一 地先</p>	<p>区 間</p>
<p>六〇・八七</p>	<p>一二・〇〇 }</p>	<p>一〇・七三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二一・九三</p>	<p>一五〇・九三</p>	<p>一五〇・九三</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>旧Aを小鹿野町に引き 継ぐ。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 行田蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字埼玉字百塚通 四九七四番六地先まで</p>	<p>行田市大字埼玉字百塚通 四九七四番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・七七 一〇・四九</p>	<p>七・四五 九・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二一・八〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>地方特定道路(交通安全)整備工事</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字百塚通 四九七四番三地先から 行田市大字埼玉字百塚通 四九七四番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>地方特定道路（交通安全）整備 工事による。 平成二十五年三月十五日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示第五号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長二一・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>百二十五号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>加須市北小浜字堂前 一二六番一地从先から 同市上三俣字中野島 五九六番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改築（道路改良・舗装新設） 工事による。 平成八年四月三十日付け埼玉県 告示第七百六十七号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長一二八〇・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月三十日

指令川建セ第二四 一 一 号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十一日

川建セ第二四 一二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西荒井七二 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木七丁目一七番一二 504号

株式会社リビングプラス 代表取締役 堀越 ムツ子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月一日

指令川建セ第二三〇一三八一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月八日

川建セ第二四〇一二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字角泉字鶴舞一〇〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田本町二丁目二一番地一 シャトー・ラトゥール202

福室 明宏

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月十五日

指令川建セ第二四 九一 号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十二日

川建セ第二四 一二一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字平六三四番一、六三四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市上柴町西四丁目二五番地二

株式会社ふれあい倶楽部 代表取締役 新井 睦博

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年三月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

第株 一 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 四 年 七 月 十 九 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 秩 父 郡 小 鹿 野 町 下 小 鹿 野 字 妻 鹿 谷 二 千 三 百 五 十 八 番 一	指 定 道 路 の 位 置
三 十 三 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 二 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

第 一 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 四 年 十 一 月 八 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 拾 三 番 四 千 四 	指 定 道 路 の 位 置
十 六 ・ 五 三 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

第 三 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 七 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 下 大 浜 四 百 五 十 八 番 三、 四 百 六 十 一 番 四、 四 百 五 十 八 番 十 七、 四 百 六 十 一 番 一	指 定 道 路 の 位 置
八 十 四 ・ 二 五 メ ー ト ル 十 九 ・ 二 三 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 二 〇 メ ー ト ル 四 ・ 三 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第株四号
指定に係る道路の種類	埼玉県建築基準法施行条例第五十六条の三第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年一月十日
指定に係る道路の位置	一 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬字根岸千五百六十八番
指定に係わる道路の延長 (単位メートル)	二十四・八六メートル
指定に係わる道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月一日

指令越建セ第二四〇〇三七一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月十一日

越建セ第六一七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目二百番一、二百一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年二月二十八日

指令越建セ第二四〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月八日

越建セ第六一五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二百七十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市赤山町一丁目百四十九番地一ネオエレガンス越谷二〇七

加藤 武司

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十五年三月二十二日 午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

ロ 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について

ハ 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

ニ 埼玉県生涯学習推進指針について

ホ その他

告示

埼玉県教委告示第十五号

平成二十四年埼玉県教委告示第九号（情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

表中

名 称	条 項
埼玉県公立学校教員採用 志願手続及び選考試験等 に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）	第四条 （ただし、埼玉県公立高等学校等教員採 用選考試験の志願手続に限る。）

名 称	条 項
埼玉県公立学校教員採用 志願手続及び選考試験等 に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）	第四条 （ただし、埼玉県公立学校教員採用選考 試験の志願区分のうち小学校等教員及び 中学校等教員の一部並びに高等学校等教 員の志願手続に限る。）

める。

に改

告 示

埼玉県教委告示第十六号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年埼玉県教委告示第十号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成二十五年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

名 称	地 域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市、蕨市、戸田市
第四採択地区	朝霞市、和光市
第五採択地区	志木市、新座市
第六採択地区	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
第七採択地区	川越市
第八採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡
第九採択地区	所沢市
第十採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十一採択地区	東松山市、比企郡
第十二採択地区	秩父市、秩父郡
第十三採択地区	本庄市、児玉郡
第十四採択地区	熊谷市
第十五採択地区	深谷市、大里郡
第十六採択地区	行田市
第十七採択地区	羽生市、加須市

第二十一採択地区	第二十採択地区	第十九採択地区	第十八採択地区
八潮市、三郷市、吉川市	越谷市	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡	春日部市、北葛飾郡

告 示

埼玉県公安委員会告示第53号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月15日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

「

火曜日から金曜日までの日の午前11時15分から午前11時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

別表中

を

」

「

火曜日から金曜日までの日の午前9時30分から午前10時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

に改める。

」

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十五年三月十五日

埼玉県内水面漁場管理委員会 会長 田 勝 美

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで